平成２２年（フ）第６号
広島県三次市吉舎町安田1240番地２、前住所広島県広島市東区戸坂くるめ木１丁目３番７―302号
債務者　小野田俊幸
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第６１号
大分県中津市沖代町１丁目６番61号、住民票上の住所大分県中津市耶馬溪町大字山移1451番地
債務者　山崎　幸人
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第９８号
大分県宇佐市大字江須賀1222番地の31、申立時の住所大分県宇佐市大字辛島44番地の１
債務者　本田みゆき
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１３２号
大分県宇佐市大字森山1662番地の２
債務者　中尾　俊子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１３８号
大分県宇佐市大字四日市1538番地の７
債務者　亀井　淳子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１３９号
大分県豊後高田市香々地3781番地１
債務者　木村　悦史
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第４号
大分県宇佐市大字下時枝658番地の１
債務者　東　八重子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６号
青森県上北郡六戸町大字下吉田字米沢67番地８
債務者　鍋久保　香
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１７号
青森県十和田市大字三本木字下平166番地16
債務者　芋田　秀一
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１８号
青森県十和田市西二十二番町43番３号
債務者　沼山　将之
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第３１号
茨城県土浦市文京町４番16号　川村住宅Ａ棟
債務者　大橋　勝江
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４２号
茨城県つくば市二の宮１丁目21番地２　グランドパレスＮＳ－１－503号
債務者　大塚　則子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１８４５号
さいたま市中央区大戸２丁目18番20号
債務者　小橋真木子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
埼玉県幸手市栄２番10―103号
債務者　保科　　健
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１５号
埼玉県川口市大字安行領根岸1890番地の５県営川口神根高層団地
債務者　木村　　真
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２４号
埼玉県所沢市大字牛沼163番地の２　第１あずま荘11
債務者　内田美希男
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９４号
埼玉県所沢市大字下安松586番地の４
債務者　山崎　京子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

第明治三二十種郵便物認可